

個人データに関する国際的なデータ流通の 枠組みに係る進捗について

令和 2 年 5 月 15 日
個人情報保護委員会事務局

自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する日米欧三極実務当局者会合及びOECDにおける検討状況

<日米欧三極実務当局者会合>

- ✓案1（日EU相互認証と米EUプライバシー・シールドを活用した個人データ移転の促進）について、今後の日米欧三極の議論に資するため、日米欧間の個人データ移転の実態について、当委員会において、企業に実態調査（アンケート調査）を行うこととしている。本年6月以降、当該調査を実施予定。

（注）米欧とも、企業の実態調査を進めることについて、反対はしていない。

<OECD>

- ✓案3（OECDプライバシーガイドラインの見直しに当たっての連携）について、昨年11月のOECDのデジタルガバナンス・プライバシー作業部会（WPDGP）において、日本から、データローカライゼーション（DL）及び著しく過剰なガバメントアクセス（GA）について、OECDプライバシーガイドラインのレビュープロセスの文脈において、扱うことを提案したところ。
- ✓現在、OECD事務局において、DL・GAに係る基礎調査を行っているところであり、4月のDGP会合において、同調査等の状況概要について報告されたところ。
- ✓今後、同調査等に基づき、引き続き議論が進められる予定。

参考

2019年4月以降の個人情報保護委員会における関連の主な動き

2019年4月25日	3年ごと見直し中間整理の公表（越境データ移転、域外適用等の論点の整理・公表）
5月7日	「自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する日米欧三極実務当局者会合」立上げ（於：パリ） 以降、6月に2回（於：東京、つくば）、9月に1回（於：ワシントン）、計4回開催
5月29日～30日	第51回APPAフォーラム主催（於：東京）
6月3日	個人データ国際セミナー（G20サイドイベント）開催 （於：東京）
8月7日	OECDプライバシーガイドライン専門家グループ（PGEG）メンバー有志による電話会議開催
10月11日	OECEプライバシーガイドライン専門家グループ（PGEG）メンバー有志による電話会議開催
11月18日～19日	OECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会（WPDGP）における提案提出
2020年4月21日～22日	OECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会（WPDGP）における、データローカライゼーション（DL）及び著しく過剰なガバメントアクセス（GA）に係る基礎調査等について議論。
2020年6月以降	案1（日EU相互認証と米EUプライバシー・シールドを活用した個人データ移転の促進）について、当委員会において、企業に実態調査（アンケート調査）を実施予定。

平成30年12月19日
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・
官民データ活用推進戦略会議決定

2. 新たなIT政策の方向性

(1) データの安全・安心・品質

① 国際的なデータ流通の枠組みの構築

国際的に広く連携し、個人情報と重要産業情報を含め、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローを促進する国際的な枠組みを立ち上げる。【経済産業大臣、総務大臣、個人情報保護委員会、関係大臣】

信頼性が確保されたデータ・フリー・フローの推進

○ 安倍総理大臣による世界経済フォーラム年次総会演説(平成31年1月23日)(抄)

最初に、私は本年のG20サミットを、世界的なデータ・ガバナンスが始まった機会として、長く記憶される場といたしたいと思います。データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック、「大阪トラック」とでも名付けて、この話し合いを、WTOの屋根のもと始めようではありませんか。

(中略)

われわれ自身の個人的データですとか、知的財産を体現したり、国家安全保障上の機密を含んでいたりするデータですとかは、慎重な保護のもとに置かれるべきです。しかしその一方、医療や産業、交通やその他最も有益な、非個人的で匿名のデータは、自由に行き来させ、国境をまたげるように、繰り返しましょう、国境など意識しないように、させなくてはなりません。そこで、わたしたちが作り上げるべき体制は、DFFT(データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)のためのものです。非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません。(以下、略)

○ G20大阪サミット議長国記者会見 安倍総理冒頭発言(令和元年6月29日)(抄)

今回、トランプ大統領、習近平国家主席、ユンカー欧州委員長を始め、多くの首脳たちと共に、データ・フリー・フロー・ウィズ・トラストの考え方の下に、新しいルールづくりを目指す、大阪トラックの開始を宣言いたしました。プライバシーやセキュリティを保護しながら、国境を越えたデータの自由な流通を確保するための国際的なルールづくりを、スピード感をもって進めてまいります。(以下、略)

○ 成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)(抄)

I. Society5.0の実現

1. デジタル市場のルール整備

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) データ流通の促進

① データ流通における基本的考え方の確立

ア) 国際的なデータ流通

・日EU間の相互の個人データ移転枠組みや、APECの越境プライバシールール(CBPR)を推進してきた立場から、国際的な個人情報の流通を安全かつ円滑なものとするべく、各国間の個人情報保護ルールの相互運用性を高めるため、国際会議や二国間の枠組みを活用して、国や企業単位での枠組みや国際的な基準に係る議論を主導する。

2国間枠組み間のインターオペラビリティ

- ✓既存の2国間枠組みのもとで、越境データ流通量の増加を図る

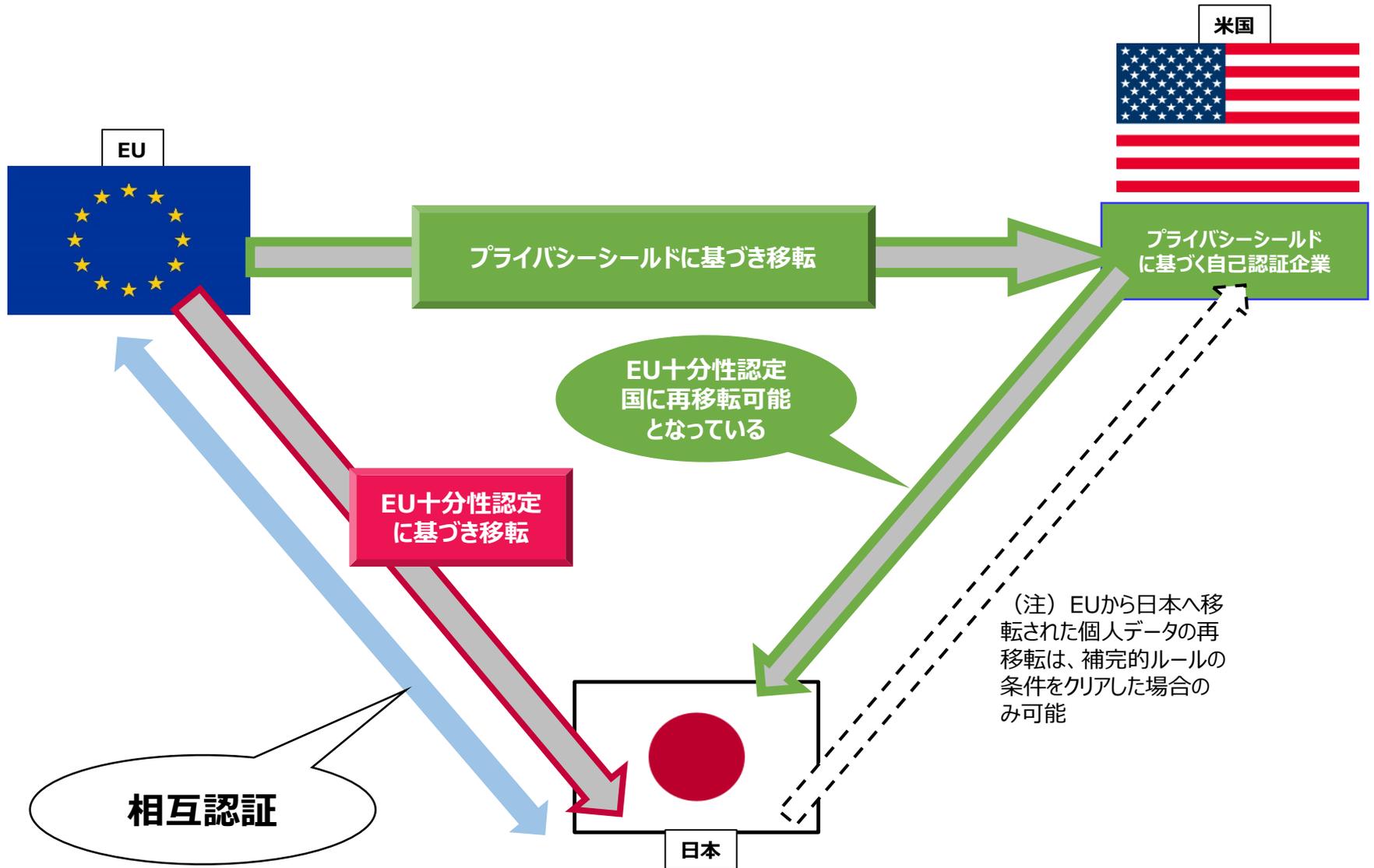
新たな企業認証方法の模索

- ✓企業認証システムの、グローバルなインターオペラビリティやスケーラビリティの向上

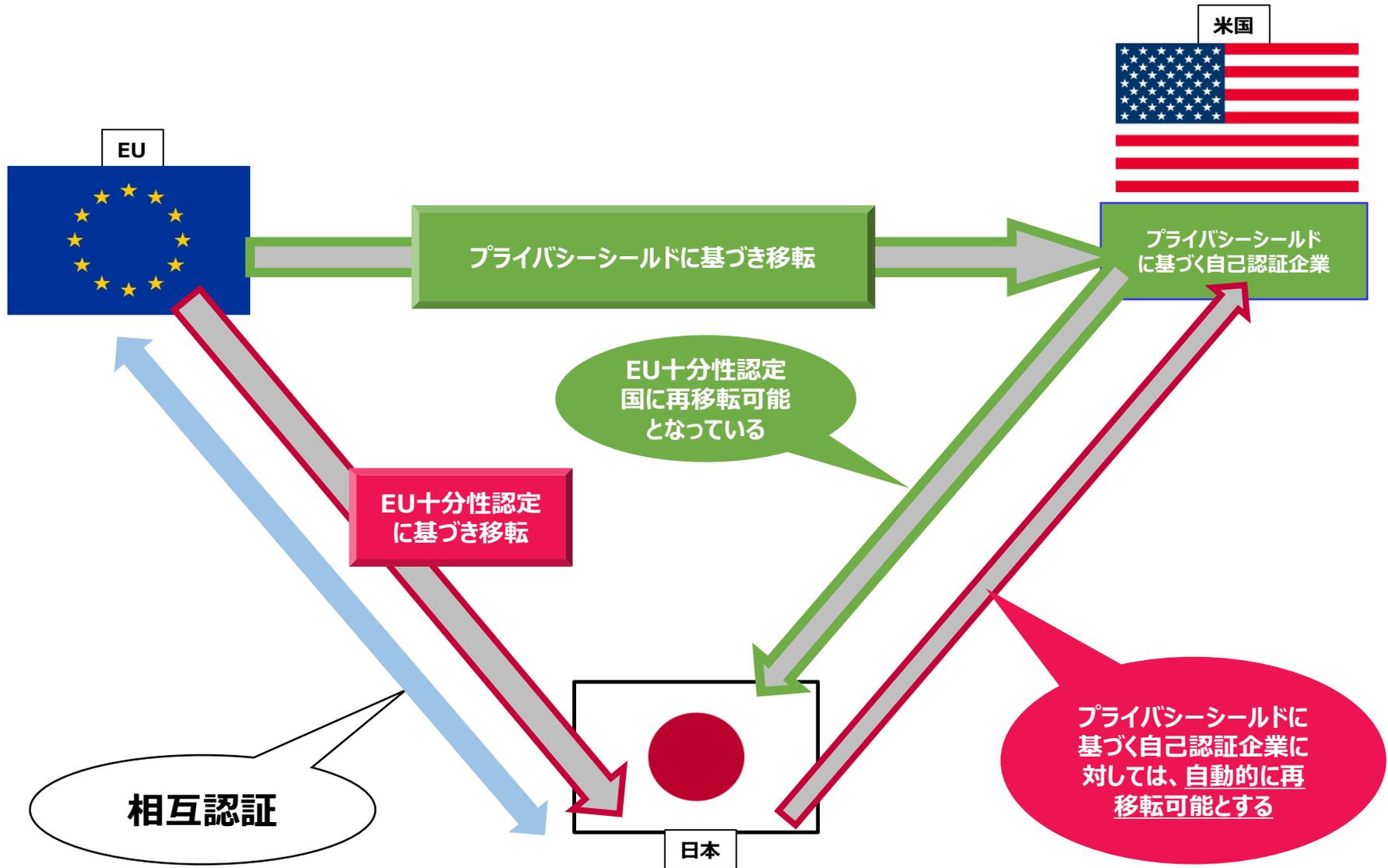
グローバルスタンダードとしてのOECDプライバシーガイドライン

- ✓世界中の個人情報保護政策の基礎・原則となっている
- ✓個人情報に係る今日的なリスクファクターの考慮

日・米・欧3極間のデータ流通の現状



日・米・欧3極間のデータ流通に関する将来の相互運用の可能性

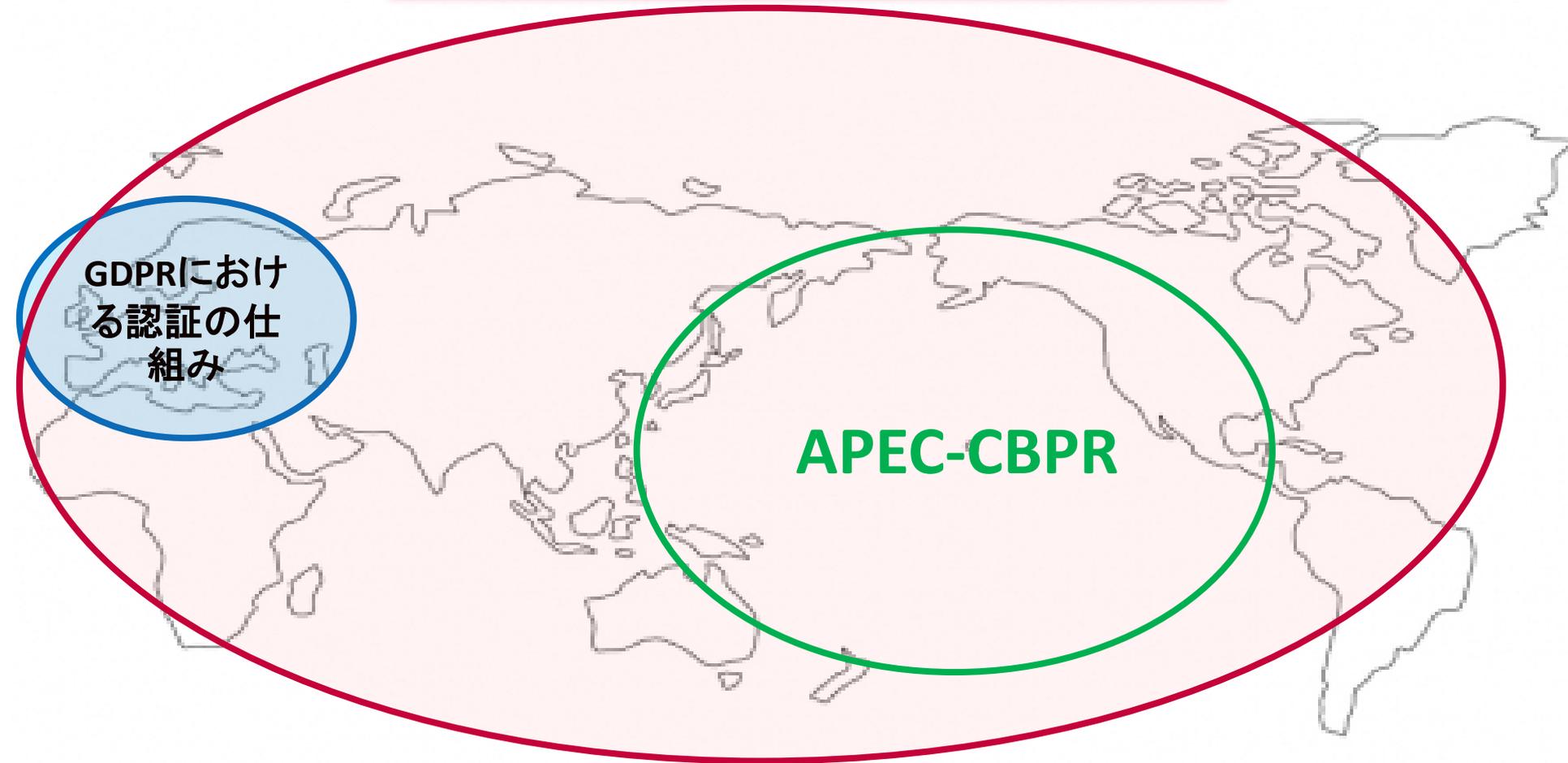


グローバルな企業認証スキームの可能性

グローバルな企業認証スキーム

GDPRにおける
認証の仕
組み

APEC-CBPR



海外機関等との対話の状況

日米欧三極会合関連

2019年2月	対米（DoS（国務省）・DoC（商務省）・FTC（連邦取引委員会）・NTIA（電気通信情報庁））	局長級（於ワシントン）
2019年3月	対EU（欧州委員会ヨウロバ委員）	委員級（於ブリュッセル）
2019年5月	自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第1回日米欧三極実務当局者会合 【概要：個別論点及び今後の進め方について議論。】	課長級（於パリ）
2019年6月	自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第2回日米欧三極実務当局者会合 【概要：今後の進め方について議論。3案に係る協議の方向性について一致。】	局長級（於東京）
2019年6月	自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第3回日米欧三極実務当局者会合 【概要：個別論点及び今後の進め方について議論。次回は、夏前に3者会合を行うことで認識を共有。】	課長級（於つくば）
2019年9月	自由で安心なパーソナルデータの国際流通の創造に関する第4回日米欧三極実務当局者会合 【概要：3案の議論を継続。次回の3者会合の開催についても確認。】	課長級（於ワシントン）

OECD関連

2019年2月	OECD事務局（ワイコフ科学技術イノベーション局長）と会談。	局長級（於東京）
2019年2月	OECDプライバシーガイドラインのレビューに係る第1回専門家会合に参加。	課長級（電話会議）
2019年5月	OECDデジタル経済セキュリティ・プライバシー（SPDE）作業部会の会合に参加。	課長級（於パリ）
2019年8月	レビューに係る専門家会合のメンバー有志との、第1回電話会議。	課長級（電話会議）
2019年10月	レビューに係る専門家会合のメンバー有志との、第2回電話会議。	課長級（電話会議）
2019年11月	OECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会（WPDGP）会合に参加し、データローカライゼーション及びガバメントアクセスに関する問題提起と今後議論を行いたい旨の提案。	課長級（於パリ）
2020年4月	OECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会（WPDGP）会合に参加し、データローカライゼーション及びガバメントアクセスに係る基礎調査等について議論。	課長級（テレビ会議）